

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	02	0408	老人措置事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	---

《事業目的》

養護老人ホームへの入所措置

《事業開始の背景》

老人福祉法第2条（「生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」）の基本理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により居宅養護の困難な者を養護老人ホームへ入所させ養護する必要が生じたもの。

《事業概要》

養護老人ホーム「はなまき荘」指定管理業務委託等、養護老人ホームへの入所措置 花巻市高齢者短期入所事業委託

市民参画の有無 [無]

《事業展開の留意事項》

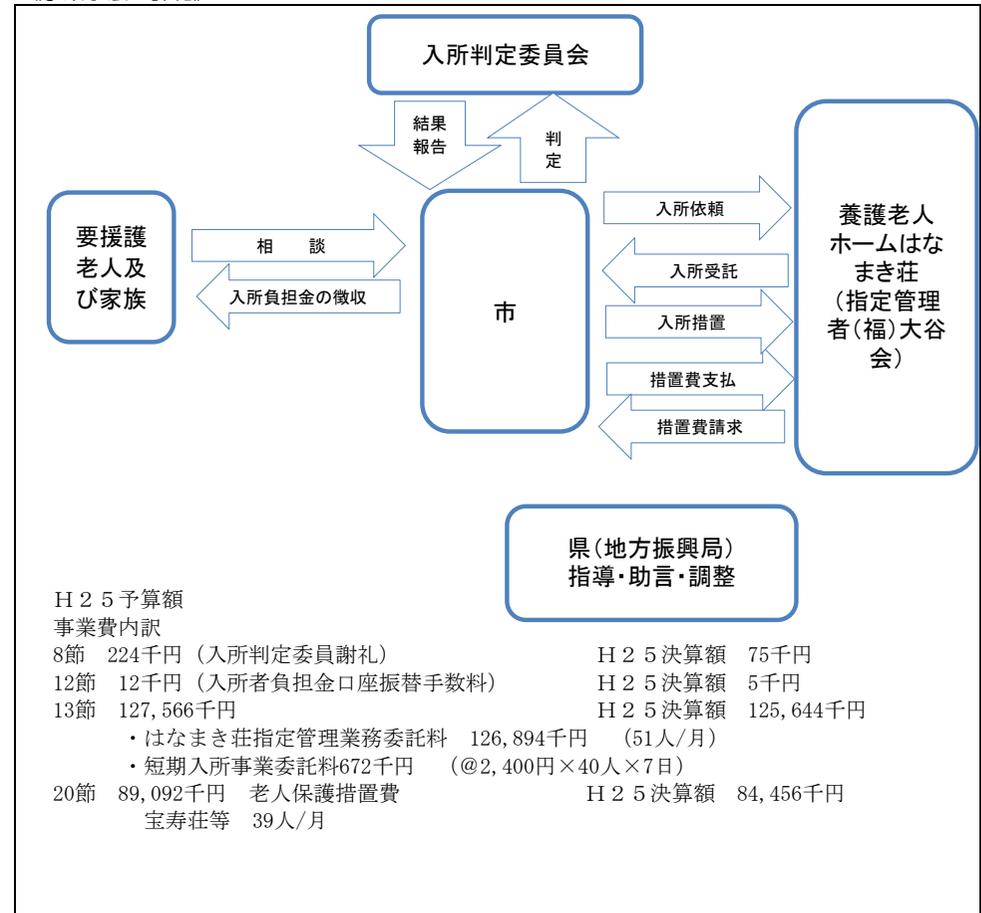
《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 養護老人ホームはなまき荘入所者数(年度平均)	人	目標	50	50	
		実績	50	50	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
暮らし	健康福祉部	長寿福祉課	坊澤尚行	514

	25年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
事業費	210,180				
財源内訳	国県支出金				
	地方債				
	その他	38,367			
	一般財源	171,813			

《事業手法の詳細》



平成 25 年度 事務事業マネジメントシート〔 事後評価 〕

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	02	0408	老人措置事業

総合計画	政策	保健・医療・福祉のネットワーク 拡充で安心のまちづくり	施策	高齢者や障害者がまちで暮らす真の ノーマライゼーションへの取り組み
目的	養護老人ホームへの入所措置			
対象	65歳以上の者であって身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者			
意図	高齢者が安心して安全な生活を送るための環境づくり			

《事業概要》

養護老人ホーム「はなまき荘」指定管理業務委託等、養護老人ホームへの入所措置 花巻市高齢者短期入所事業委託

市民参画の有無

〔 無 〕

市民協働 の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 養護老人ホームはなまき荘入所者数（年度平均）	人	計画	50	50	
		実績	50	50	
②		計画			
		実績			
③		計画			
		実績			
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 養護老人ホームはなまき荘入所者数（年度平均）	人	目標	50	50	
		実績	50	50	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

要因分析

達成度 目標値より高い 概ね目標値どおり 目標値より低い

はなまき荘入所定員が50名であり、年間通じほぼ定員に達している。

《環境変化、意見・要望》

特になし

目的妥当性	公共関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	市の関与により、他の施設に入所できない状況（介護度、経済的理由等）の高齢者の安心、安全な生活を確保できる。短期入所事業により高齢者の虐待や身体の危険に伴う事案に緊急対応。
有効性	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	措置事務である。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	措置費については、国や県の基準に基づき、他の養護老人ホームと同基準で設定しているため削減の余地はない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	受益者は市の面接を受け、また第三者で構成する入所判定委員会において入所の要否を受けることから適正且つ公平に執り行われている。費用負担については個人の収入に合わせ負担金が生じるほか扶養義務者からも負担金を徴収する。

《総合評価》

要支援高齢者に対し、適切な確な入所措置を行い、安心して安全な暮らしを提供することができた。